

## 吉野川市地域活性化推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、事業者が有する専門性及び人的資源を活用した事業者の主体的な地域活性化に資する活動を促進し、活力あるまちづくりの推進を図るため、本市の地域活性化を目的とした事業を実施する事業者に対し、企業版ふるさと納税を財源とした補助金を予算の範囲内において交付する吉野川市地域活性化推進事業補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとし、この告示に定めるもののほか必要な事項については、吉野川市補助金交付規則（平成16年吉野川市規則第45号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業版ふるさと納税 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をいう。
- (2) 認定地域再生計画 地域再生法第7条第1項に規定する認定地域再生計画をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に事業所を有する法人、個人事業者又は団体であること。
- (2) 市税等の滞納がないこと。
- (3) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体又は宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体のいずれにも該当しないこと。
- (4) 吉野川市暴力団排除条例（令和元年吉野川市条例第44号）第2条第1号に規定する暴力団又は代表者若しくは役員等が同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、本市が定める認定地域再生計画に記載されている事業に係るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は補助対象事業としない。

- (1) 特定の者又は特定の団体等のみを対象とする事業
- (2) 政治、宗教又は特定思想の普及若しくは選挙に関する事業

- (3) 施設、設備等を設置する事業であって、土地所有者等の関係者の承諾を得られていない事業
  - (4) 補助対象事業の総事業費が100万円未満の事業
  - (5) その他補助対象事業とすることが適当でないと認められる事業
- 3 補助対象事業は、補助金の交付決定した年度内に完了しなければならない。  
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費であって、次に掲げる経費を除くものとする。

- (1) 人件費
  - (2) 交際費
  - (3) 慶弔費
  - (4) 親睦会費
  - (5) 福利厚生費
  - (6) 光熱水費
  - (7) 租税公課費
  - (8) 減価償却費
  - (9) 寄附金
  - (10) 土地、建物等の不動産及び権利の購入に要する経費
  - (11) 適正な時価によらない取引により計上される経費
  - (12) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体が実施する他の助成制度による助成金等の交付決定を受けた経費
  - (13) 補助対象経費とそれ以外の経費を明確に区分することが困難な経費
  - (14) 前各号に掲げるもののほか、補助対象経費とすることが適当でないと認められる経費
- (補助金の額)

第6条 補助金の額は、第10条第1項の規定により補助対象事業に充当するよう指定された企業版ふるさと納税の額から第9条の公募の実施のため市が要した経費を除いた額に10分の9を乗じて得た額とする。ただし、その額が補助対象経費の額を超える場合は、補助対象経費の額を限度とする。

2 前項の規定により算定した補助金の額に1万円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(事業の提案)

第7条 補助金を受けるために事業を提案する者（以下「事業提案者」という。）は、事業提案書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業提案計画書（様式第2号）

- (2) 概算事業費調書（様式第3号）
  - (3) 事業者概要説明書（様式第4号）
  - (4) 事業の概要等を確認できる資料
- 2 事業の実施期間が一の年度を超える場合における前項に規定する提案は、当該年度ごとに行わなければならない。
- （事業の採択）

第8条 市長は、前条の規定による事業の提案があったときは、別に定める審査会においてその内容を審査し、採択の可否を決定したときは、事業採択（不採択）決定通知書（様式第5号）により事業提案者に通知するものとする。

- 2 市長は、審査のため必要があると認めるときは、事業提案者に対して追加資料の提出を求めることができる。

（寄附者の公募）

第9条 市長は、前条の規定により採択した事業（以下「採択事業」という。）について、市のホームページへの掲載その他適切な方法により、一定の期間、企業版ふるさと納税を行う者（以下「寄附者」という。）を公募しなければならない。

- 2 事業提案者は、企業に対して寄附を働きかけることができるものとする。

（企業版ふるさと納税）

第10条 前条の規定による公募に応じた寄附者は、採択事業のうち企業版ふるさと納税を充当すべき事業を指定するものとする。

- 2 寄附者は、前項の規定により指定した採択事業以外にも、市が実施する事業へ当該企業版ふるさと納税が充当されることについて同意するものとする。

- 3 寄附者は、企業版ふるさと納税を行うに当たり、次に掲げる事由が発生した場合には、指定した採択事業以外の事業に当該企業版ふるさと納税が充当されることについて同意するものとする。

(1) 事業提案者が倒産、解散その他の事由により、当該採択事業を実施することが困難であると市長が判断した場合

(2) 採択事業が補助金の交付決定を受けた年度内に完了しない場合

(3) その他特別な事情により市長が当該採択事業を実施すべきでないとした場合

- 4 寄附者は、第1項の規定により採択事業を指定するに当たり、当該寄附者の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項に規定する関係会社をいう。）が実施する採択事業を指定してはならない。

（補助金の交付の申請）

第11条 採択事業の決定を受け、補助金の交付を受けようとする者（以下「採

採事業者」という。)は、規則第3条に定める補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(補助金の交付決定)

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、  
適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、規則第6条に定める補助金交付  
決定通知書により採択事業者へ通知するものとする。

(採択事業の経理等)

第13条 補助金の交付の決定を受けた採択事業者(以下「補助事業者」という。)  
は、採択事業の経理について他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明ら  
かにしておくとともに、当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類を整理保管し  
ておかななければならない。

(補助金の変更の申請)

第14条 補助事業者は、第11条の規定による申請の内容を変更しようとする  
ときは、規則第8条第1項に定める補助事業等計画変更・中止(廃止)承認申  
請書に当該変更に係る第11条各号の書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の変更申請があったときは、その内容を審  
査し、適当と認めたときは、規則第15条第2項に定める補助金等変更決定通  
知書により補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、採択事業が完了したときは、規則第11条第1号に定  
める補助金等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、採択事業の完了の日から  
起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた年度の末日のい  
ずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 事業を実施したことが確認できる資料
- (4) 支出証拠書類の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに掲げる事由が発生した場  
合、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 法令又はこの告示に違反した場合

- (2) 虚偽その他不正の手段により補助金を受け、又は受けようとした場合
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める場合
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、規則第15条第2項に定める補助金等取消し通知書により補助事業者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、補助金返還命令書（様式第6号）により命ずるものとする。

（関係書類の保管）

第17条 規則第17条の規定により書類を保管すべき年数は、補助金の交付を受けた日の属する年度の末日から起算して10年とする。

（補則）

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。